

令和3年9月21日

宗像市議会
議長 神谷 建一 様

総務常任委員会
委員長 伊達 正信

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第46号議案 字の区域の変更について

都市計画法に基づく開発行為の許可を受けた造成事業に伴い、字の区域を変更するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

開発行為により造成された区域について、当該区域は周囲を桜美台の住宅地に囲まれており、消防作業や救急業務における緊急車両の到着や、郵便物や宅配物などの配達業務に支障が生じることがないように、住所の表示を分かりやすいものとするため、赤間一丁目の一部の区域を桜美台に編入するものである。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第47号議案 工事請負契約の締結について

第48号議案 工事請負契約の締結について

鐘崎漁港高度衛生管理型荷さばき所新築工事（建築工事）、鐘崎漁港高度衛生管理型荷さばき所新築工事（機械設備工事）を施工するため、一般競争入札により工事請負人を定めたが、工事請負契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。関連する議案のため、一括して審査を行った。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 第47号議案について

- (1) 工 事 名 鐘崎漁港高度衛生管理型荷さばき所新築工事（建築工事）
- (2) 請負契約額 3億6,370万4,000円
（うち消費税及び地方消費税相当額 3,306万4,000円）
- (3) 工事請負人 宗像市光岡4番地5
占部建設株式会社 宗像支社
代表取締役 占部 勲久
- (4) 概 要 構造 鉄骨造2階建て
延べ面積 2,384.63平方メートル
整備室 荷さばき室、機械室、冷蔵室、管理事務所ほか
- (5) 工 期 契約効力の発生日の翌日から令和4年7月29日まで
- (6) 入札方式 一般競争入札（総合評価方式）で行われ、5者が参加。落札候補順位1位の占部建設株式会社宗像支社を契約の相手方と定めた。
- (7) そ の 他 入札金額が低入札価格調査基準額を下回ったが、低入札価格調査委員会の審議の結果、適正と判断した。

2 第48号議案について

- (1) 工 事 名 鐘崎漁港高度衛生管理型荷さばき所新築工事（機械設備工事）
- (2) 請負契約額 2億5,093万9,700円
（うち消費税及び地方消費税相当額 2,281万2,700円）
- (3) 工事請負人 福岡市博多区博多駅前1丁目31番17号東宝福岡ビル
ファシリオ・森田特定建設工事共同企業体
代表者 日本ファシリオ株式会社 福岡支店
支店長 佐藤 優
- (4) 概 要 鐘崎漁港高度衛生管理型荷さばき所の新築工事に伴う機械設備工事一式
- (5) 主 な 工 事 屋内外給排水工事、衛生設備工事、消火栓設備工事、取水・殺菌設備類設置、製氷・冷蔵設備類設置ほか
- (6) 工 期 契約効力の発生日の翌日から令和4年7月29日まで
- (7) 入札方式 市内業者の構成員の出資比率を10%以上とするJV（共同企業体）を条件とし、一般競争入札（総合評価方式）で行われ、1者が参加。ファシリオ・森田特定建設工事共同企業体を契約の相手方と定めた。

[第47号議案]

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

[第48号議案]

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 49 号議案 宗像市学童保育所（公募施設）の指定管理者の指定について

宗像市学童保育所（公募施設）の指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 概要は次のとおりである。
 - (1) 施設 の 名 称 赤間西小学校学童保育所 外 1 4 施設
 - (2) 団体の名称等 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代表取締役 山田 智治
東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3
 - (3) 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 2 第 5 期の指定管理者を指定するに当たり、コロナ禍における学校の一斉休校のような不測の事態に対応するため、事業規模を大きくして安定した運営体制を構築することを目的として、これまで分割していた南北エリアを統合した。また、統合することで市及び事業者の業務効率化を図る。
- 3 4 者からの応募があり、宗像市公の施設に係る指定管理者選定委員会は、現行の指定管理者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が過去の実績においても適正な管理を行うことができしており、研修計画及び自主事業計画に関して優れた提案があると評価し、候補者として市に答申した。これを受け、市として検討した結果、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が指定管理者として適当であると判断した。

【意 見】

(賛成意見)

- ・指定管理者は、民間事業者であっても NPO 法人であっても構わず、児童にとって本当にためになるサポートができているかを評価すべきである。サービスが良いから利用者が増えてきている面もあると思う。行政としても、指定管理者に任せたままでではなく、今後もしっかりとフォローし、様々な方の意見も聴きながら対応していただきたい。

(反対意見)

- ・モニタリングにより総合評価が A であることは評価する。しかし、指定管理料が決まっている中で、株式会社というのは利益を出すのが至上命題であり、そのためには人員削減や指導員の質を削らなければならない。子どもの命と教育を預かる学童保育所では、民間事業者そのものが指定管理者制度にはなじまないと考える。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第 50 号議案 宗像市学童保育所（吉武）の指定管理者の指定について

宗像市学童保育所（吉武）の指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 概要は次のとおりである。
 - (1) 施設 の 名 称 吉武小学校学童保育所
 - (2) 団体の名称等 吉武地区コミュニティ運営協議会
会長 白木 雅治
宗像市吉留 3 5 1 9 番地 1
 - (3) 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 2 NPO 法人等特定の団体を市が育成・支援する必要があり、かつ、当該団体の人材やノウハウを生かしながら施設の管理運営を行うことにより、事業効果が相当程度期待できる施設として、非公募により選定を行った。
- 3 非公募にて指定管理者に指定して 8 年目となる。吉武地区コミュニティ運営協議会に吉武小学校学童保育所運営委員会を設置し、学期ごとに学童保育事業について協議を行っており、また、学童保育所の運営管理責任者、放課後児童支援員等の職員を雇用して配置するとともに、正助さんの寺子屋や福祉会世代間交流事業など吉武地区コミュニティ運営協議会のほかの事業と連携を図りながら、地域住民とともに学童保育所に通う子どもの健全育成を実施している。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 51 号議案 宗像市学童保育所（赤間）の指定管理者の指定について

宗像市学童保育所（赤間）の指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 概要は次のとおりである。
 - (1) 施設 の 名 称 赤間小学校第 1 学童保育所 外 2 施設
 - (2) 団体の名称等 赤間地区コミュニティ運営協議会
会長 宮本 秀臣
宗像市赤間二丁目 3 番 1 号
 - (3) 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 2 NPO 法人等特定の団体を市が育成・支援する必要があり、かつ、当該団体の人材やノウハウを生かしながら施設の管理運営を行うことにより、事業効果が相当程度期待できる施設として、非公募により選定を行った。

- 3 非公募にて指定管理者に指定して4年目となる。赤間地区コミュニティ運営協議会に赤間小学校学童保育所運営委員会を設置し、定期的に学童保育所の運営について協議を行っており、また、学童保育所の運営管理責任者、放課後児童支援員等の職員を雇用して配置するとともに、民生委員、シニアクラブ等との連携を図りながら、地域住民とともに学童保育所に通う子どもの健全育成を実施している。
- 4 指導員の確保が課題となっているが、地域で声掛けをして指導員の募集を行っており、市でも宗像市保育士・保育所等支援センターで指導員のあっせんを行い、指導員の確保を支援している。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第73号議案 市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

緊急事態宣言発出期間中に市長が会食に参加したことは、本市の新型コロナウイルス感染症対策を主導するべき立場から考慮すると、その責任は重く、市民の信頼を損なう行為であることから、市長の給与を減額するため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 令和3年10月1日から同年11月30日までの期間における市長の給料月額を、給料月額から100分の10を乗じて得た額を減じるものである。
- 2 減額した給与について、ほかの事業への充当等はない。

【意見】

(賛成意見)

今回の件に関して、記者発表を行い、市ホームページでもお詫びのメッセージを掲載している。なおかつ、自らの身を切るという形でこの決断をされたことは評価したい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。